

令和7年第8回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年7月22日
2. 開催日時 令和7年7月28日 午後3時00分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 12人

5. 出席委員

- 1番 松野藤四郎委員
2番 古川 正敏委員
3番 廣瀬 秀男委員
4番 青木千恵子委員
6番 林 鉄雄委員
7番 豊田美津雄委員
9番 高田 里美委員
10番 今尾 京子委員
11番 武藤 誠委員
12番 馬淵 正直委員
13番 北村 一也委員
14番 酒井 健詞委員

6. 欠席委員

- 5番 浅野 隆士委員
8番 高田 住代委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 鹿野 将弘 |
| 事務局次長 | 玉置 公司 |
| 書記 | 住 義之 |
| 書記 | 井川 千晶 |

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について

議案第32号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について

10. 審議の経過

(午後3時00分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は12人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第8回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、10番高田里美委員、11番今尾京子委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和7年6月11日から令和7年7月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第11号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。
(事務局報告)

○議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第10号、報告第11号について、質疑等ありませんか。

○北村委員 届出書の再提出について、事務局が記録を残してチェックすること等により、再提出の繰り返しを防ぐ手立ては整えていますか。

○事務局 農地転用許可申請書や届出書が提出された際に、事務局ではその農地が過去に農地転用済かどうか確認しております。再提出の防止の手立てということですが、再提出は違法なわけではなく、特に届出につきましては、形式審査である旨、岐阜県農業会議にも確認しています。つまり、1回目は資金ショートでできなかった、2回目は農地転用届出後に計画が変更になったという理由が通用する訳です。故に、繰り返す行為に対して明確に受付できないという根拠条文等を示さないと納得は得られないと考えています。

なお、事務局として防止という観点ではありませんが、再提出に至った経緯や理由については書面で説明をお願いしているところです。

申請人は申請を繰り返すことで得るものがあるかは分かりませんが、農地転用届出をして、そのまま農地の現況で据え置いたとしても、宅地並み課税となってしまう。

委員におかれましても、事務局が窓口で指導しうる法令の解釈等があれば教示いただきたく、よろしくお願いいたします。

○議 長 他に質疑、意見はございませんか。

○議 長 日程第2の専決処分 of 報告を終わります。

○議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

○議 長 議案第30号番号1について、青木千恵子委員ご意見ありますか。

○青木委員 事務局の説明通りですのでよろしくお願いいたします。

○議 長 議案第30号番号2について、廣瀬秀男委員ご意見ありますか。

○廣瀬委員 同じく事務局の説明通りですのでよろしくお願いいたします。

○議 長 議案第31号番号1について、高田里美委員ご意見ありますか。

○高田委員 事務局の説明通りです。ご審議よろしくお願いいたします。

○議 長 議案第31号番号2について、酒井健詞委員ご意見ありますか。

○酒井委員 事務局の説明通りですが、家を建てる隣のかたと話したところ、排水を西の川へ流してほしいとの要望を受け、行政書士へ話しましたが、生活雑排水は市下水道へ雨水は側溝へ流す形で承諾してもらえませんかとのことでした。農業委員として判断ができませんので、現地のかたと話し合ってもらうよう依頼していただけないでしょうか。それ以外は特に問題ありません。

○事務局 法の趣旨では排水は下水道へ流すよう指導されており、その形で区長の承諾を得ておりますので、西の川へ流すという隣の方の要望には応えきれない可能性があります。行政書士に確認し、隣の家と話し合うよう伝えます。

○議長 議案第31号番号2について、古川正敏委員ご意見ありますか。

○古川委員 何も問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は15時45分とします。

○議長 只今より再開いたします。

○議長 議案第30号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第30号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第30号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第30号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 長 議案第31号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議長 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第31号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 長 議案第31号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議長 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第31号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 長 議案第31号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議長 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第31号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

- 議 長 日程第４、農地中間管理事業法関連議案についてを議題とします。議案第３２号「農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について」事務局に説明を求めます。
- (事務局説明)
- 議 長 議案第３２号番号１～１１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- (質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第３２号番号１～１１について原案のとおり意見なしでよろしい方は挙手を願います。
- (全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、意見なしといたします。
- 議 長 議案第３２号番号１２について、今尾京子委員が関係者となりますので退席をお願いします。
- (今尾委員退席)
- 議 長 議案第３２号番号１２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- (質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第３２号番号１２について原案のとおり意見なしでよろしい方は挙手を願います。
- (全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、意見なしといたします。
- 議 長 今尾京子委員の入室を認めます。
- 議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。
- 議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第８回総会を閉会いたします。